平成 20 年度新規要望箇所チェックリスト (森林環境保全整備事業 [国有林])

流域(森林計画)	都道府県	
森林管理署等	計画期間	~

I 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	森林の適正な維持管理や効率的な林業経営等の観点から、 当該事業を必要とすること。	
2. 技術的可能性が確 実であること	地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術 的に可能であること。	
3. 事業による効果が 十分見込まれること(効率性)	費用対効果分析の結果が 1. 0以上であること。	
4. 管理経営の指針に 適合していること	国有林野の管理経営の指針及び施業の基準に適合している こと。	
5. 「自然と共生する 環境創造型事業で あること」	地域における気候、地形、土壌等の自然条件及び「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」も区分に応じた森林整備等が図られること。 景観への配慮が図られること。	

- 注)・評価項目を満たしている場合は口の中に「レ」を記入。また、該当しない項目については、 口の中に「一」を記入。
 - ・項目欄の()には、主として考えられる評価の観点を示している。

都道府県名:

事業名:森林環境保全整備事業

事業地区名:

	評価項目		評価指標		判定基準			
大項目	中項目	小項目	N. ELMILIA		/J/CET			
1 有効性	i 効性	健全な森林		Α	事業計画区域の ~ 令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ 森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。			
		T	多面的機能を発揮する健全な森 林の育成	В	森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。			
				С	上記A,B以外の森林である。			
	(1)多様な森			-	該当しない。			
	終	効率的かつ		Α	既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整 備は路網と適切に連携した計画となっている。			
		安定的な林業経営基盤の整備	効率的かつ安定的な林業経営の確 立	В	林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画と なっている。			
				С	上記A,B以外の計画である。			
				-	該当しない。			
		•		Α	当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である			
	(2)山村の活性	±Ψ	山村の生活基盤の向上への寄与	В	当該計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である			
	(2) Щ1300/113	E I'U	日前の主角を置の向上: (の引う	С	上記A,B以外の計画である。			
				-	該当しない。			
2 効率性	2 効率性 (1)事業の経済性		■ 事業の経済性・効率性の確保とコ		事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの縮減効果の発現が期待できる計画である。			
			スト縮減	В	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。			
					上記A,B以外の計画である。			

都道府県名:

事業名:森林環境保全整備事業

事業地区名:

評価項目		評価指標		判定基準		
大項目	中項目	小項目	百丁川川コ日1示		刊定签平	
3事業の実施 環境等	(1)自然環境·	景観への配慮	自然環境保全機能の発揮	Α	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮 した計画である。	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		В	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。	
	(2)地域材の有	动利田		Α	次のいずれか項目に該当する (ア)地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ)地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。	
	(2)地域的07年	נדוניית ווא נ	地域材利用の計画 	В	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。	
				C	上記A,B以外の計画である。	
		,		-	該当しない。	
		地域関係者 の 理解	系者 地域関係者の同意又は理解	Α	地域関係者等からの要望又は同意を得ている。	
				В	地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。	
					上記A,B以外である	
		作業体系の整備 被害地等の早期復旧 事業の推進	事業実施のための作業体系の整 備		高性能林業機械による作業体系が確立している。	
					高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。	
				C	上記A,B以外である。	
			森林災害の発生状況	Α	直近3ヵ年以内に事業計画区域内で激甚災害に指定された森林災害が発生したことがある。	
	(3)効率的な			В	過去に事業計画区域内で森林災害が発生したことがある。	
				C	事業計画区域内での森林災害は現在まで発生していない。	
				Α	他事業との連携が図られた計画である。	
		他事業との	 他事業との連携の計画	В	他事業との連携について調整中である。	
		連携		C	上記A,B以外である。	
				-	該当しない。	
				_	市町村の振興計画等との調整が図られている。	
		他計画との 関連	 関連する計画への位置付け	В	市町村の振興計画等と調整中である。	
			対圧する可聞、W四目リリ	С	上記A,B以外である。	
				-	該当しない。	

都道府県名:

事業名:森林環境保全整備事業 事業地区名:

評価項目		評価指標	面指標 判定基準		評価	
大項目	中項目	小項目	っている。		<u> </u>	a∓1Щ
1 有効性	1 有効性	健全な森林		А	事業計画区域の ~ 令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ 森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	
		の育成	多面的機能を発揮する健全な森 林の育成	В	森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	
				С	上記A,B以外の森林である。	
	(1)多様な森			-	該当しない。	
	林づくり	が 対率的かつ 安定的な林業 経営基盤の整 備	業効率的かつ安定的な林業経営の確	Α	既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整 備は路網と適切に連携した計画となっている。	
				В	林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画と なっている。	
				C	上記A,B以外の計画である。	
				-	該当しない。	
				Α	当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である	
	 (2)山村の活性	ΕℓV	 山村の生活基盤の向上への寄与	В	当該計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である	
		C I G	山村の生活基盤の向上への奇与		上記A,B以外の計画である。	
				-	該当しない。	
2 効率性			事業の経済性・効率性の確保とコ	Α	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの縮減効果の発現が期待できる計画である。	
	「「プラネの紅炉	111 WT II	スト縮減	В	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。	
				C	上記A,B以外の計画である。	

都道府県名:

事業名:森林環境保全整備事業 事業地区名:

評価項目		評価指標	判定基準		評価	
大項目	中項目	小項目	计1曲指示		刊化签字	計画
3事業の実施 環境等		自然環境保全機能の発揮	Α	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮 した計画である。		
				В	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。	
			地域材利用の計画	Α	次のいずれか項目に該当する (ア)地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ)地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。	
	(2)地域材の有 	3 XJJ PIJ PIJ	地域材料用の計画	В	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。	
				C	上記A,B以外の計画である。	
				-	該当しない。	
		地域関係者			地域関係者等からの要望又は同意を得ている。	
	の 理解		地域関係者の同意又は理解		地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。	
		作業体系の整備 備			上記A,B以外である	
			事業実施のための作業体系の整 備		高性能林業機械による作業体系が確立している。	
				В	高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。	
				C	上記A,B以外である。	
			森林災害の発生状況	Α	直近3ヵ年以内に事業計画区域内で激甚災害に指定された森林災害が発生したことがある。	
	(3)効率的な			В	過去に事業計画区域内で森林災害が発生したことがある。	
	事業の推進			С	事業計画区域内での森林災害は現在まで発生していない。	
				Α	他事業との連携が図られた計画である。	
		他事業との	 他事業との連携の計画	В	他事業との連携について調整中である。	
		連携	心事業との圧誘の計画	C	上記A,B以外である。	
			-	該当しない。		
					市町村の振興計画等との調整が図られている。	
		他計画との	関連する計画への位置付け	В	市町村の振興計画等と調整中である。	
		関連		C	上記A,B以外である。	
				-	該当しない。	

平成20年度新規要望箇所チェックリスト (治山事業)

(治山事業)		
	(事業名:	
	(都道府県名:)
	(地区名:)

必須事項

項 目	審 査 の 内 容	判定
1.事業の必要性が明確であること (必要性)	・山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全・形成等の観点からみて、当該事業を実施する必要性が認められること。	
2.技術的可能性が 確実であること	・地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に 可能であること	
3.事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	・費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	
4 . 事業の採択要件を満たしていること	・事業実施要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	
5 .「自然と共生す る環境創造型事 業」であること	・自然環境・景観の保全・形成の視点からみて、当該事業が適当であること	

- 注)・評価項目を満たしている場合は、 の中に「✓」を記入。また、該当しない項目について は、 の中に「-」を記入。
 - ・項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

優先配慮事項

拉 伍 百 日				
評価項目 大項目 中項目 小項目	_ 評価指標		判 定 基 準	評価
	111両1日1次		/1	н і іш
1 有効性 (1)地域住民の生命 財産の保全・安全	山地災害から の住民の生命・ 財産の保全と安 全確保	A	道路、農地のうち、いずれかを保護するため の計画である。	
		_	路、農地のうち、いずれかを保護するための 計画である。 該当しない。	-
(2)水源かん養の維持	事業実施によ	Α	ダム等の取水施設上流の水資源の確保に資	
増進	る水源かん養の 発揮	В	するための計画である。 上記 A 以外での水資源の確保に資するため	-
		_	の計画である。 該当しない。	-
(3)生活環境の保全 形成	事業実施による生活環境の保		事業の実施により生活環境保全機能及び保 健文化機能を発揮する計画である。	
	全・形成機能の発揮	_	事業の実施により生活環境保全機能、保健 文化機能のいずれかの機能を発揮する計画で ある。	
	1	-	該当しない。	
2 効率性 (1)事業の経済性・3 率性	か 事業の経済性 ・効率性の確保 ・コスト縮減	Α	事業の経済性・効率性が確保されていると ともに、コスト縮減効果の発現が期待できる 計画である。	
		В	事業の経済性・効率性が確保されている計 画である。	-
3事業の (1)自然環境・景観・	<u>│</u> │ 自然環境保全	Α	上記A、B以外の計画である。 自然環境・景観の保全が求められる地域等	
実施環 の配慮 境等	機能の発揮	^	であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。	
		В	上記Aには該当しないが、自然環境・景観に対して配慮がなされている計画である。	
		C	上記A、B以外の計画である。 該当しない。	
(2)地域材の有効利用	地域材利用の計画	A		
		В С	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。 上記A、B以外の計画である。 該当しない。	
(3)森林整備の推進	効果的な森林	Α	森林整備を実施する計画である。	
(5)	整備の計画	В	治山施設整備により森林整備が促進される 計画である。	1
		C -	上記A、B以外の計画である。 該当しない。	

	評価項目	3				
大項目	中項目	小項目	評価指標		判 定 基 準	評価
	(4)緊急性	人家等の 保全	保全対象施設 の内容	Α	保全対象に市街地又は集落、主要公共施設 (道路等を含む) 災害時要援護者施設等が含 まれる。	
				В	保全対象に上記A以外の農地、ため池、用 排水施設、漁場等が含まれる。	-
				C -	上記A、B以外である。 該当しない。	-
			山地災害の発 生状況及び被害 状況	Α	豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による山地災害により、国民の生命・財産に被害が発生した地区。	
				В	豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による山地災害により、国民の生命・財産に被害の発生のおそれがある地区。	
				С	上記A、B以外の地区である。	
		※宝発生	山地災害危険	- A	該当しない。 山地災害危険地区の危険度がA又はBにな	
			地区の危険度等	ζ	っている地区、若しくは山腹崩壊等が発生し ている地区である。	
				В	山地災害危険地区の危険度が C となっている地区、若しくは山腹崩壊等の発生のおそれが極めて高い地区である。	
				С	上記A、B以外の地区である。	
		LYWE O	\- \- \- \- \- \- \- \- \- \- \- \- \- \	-	該当しない。	
		水資源の 確保	の流入及び水質 の汚濁等の被害		いずれかの項目に該当する地区。 (ア)過去、渇水被害が発生	
			の発生状況		(イ)生活用水等への土砂等の流入、水質 の汚濁等が発生	-
				В	生活用水等の利用に係る水源森林で、過去に生活用水等への影響はなかったものの、土砂等の流出が発生した地区である。	
				С	上記A、B以外で水資源の確保の必要性がある地区である。	
		他事業へ	他事業との関	- A	該当しない。 当該事業を早急に実施しなければ他事業の	
		の影響	連		進捗等に著しい影響が生じる。 当該事業を早急に実施することにより他事	-
				В		-
				<u>C</u>	」 工記A、B以外でのる。 該当しない。	-
	(5)効果的 な事業		地域関係者の 同意又は理解	Α	地域関係者等から同意又は理解を得られて いる。	
	の推進			В	地域関係者等から同意又は理解を得られる見込みとなっている。	
		他事業と	他事業との連	C A	上記A、B以外である。 他事業との連携が図られた計画である。	\vdash
			携の計画	В	他事業との連携について調整中である。]]
				С	上記A、B以外である。	
		他計画と		- A	該当しない。 地域防災計画等関連する計画に位置付けら	
		の関連	への位置付け	В	れている。 地域防災計画等関連する計画に位置付けら	
					れるよう調整中である。	-
				C	上記A、B以外である。	